

次期 WTO 交渉とアメリカ

(東洋大学) 服 部 信 司

次期 WTO 交渉の開始時期が迫る中で、想定されるアメリカの農業交渉戦略を現時点で検討しておくことは、有益な知見を提供するものと考えられる。本報告では、アメリカの交渉戦略の形成に大きな意義を有するであろう要因（農政改革、穀物価格低落への対応）を概観した上で、今後アメリカが提起すると予想される論点を整理する。

(1)まず、1996 年農業法でのアメリカの農政転換について概観する。同農業法の最大の特徴は、これまでアメリカ農政の柱であった生産調整と不足払いを廃止し、7 年間の固定支払いに移行したことである。こうした 96 年農業法制定は、当時の財政再建を背景としながらも、結果的に国内保護政策を「ブルー」（生産調整下での支出）から「グリーン」（生産から切り離された所得支持）に転換させることとなった。また輸出補助金については、計上されているものの、95 年 7 月以降の農産物価格の上昇のため、これまで使用されていない。アメリカの輸出補助金不使用と、EU で検討が進んでいる「アジェンダ 2000」（輸出補助金を使わなくても輸出しうる体制を目指す）とにより、次期交渉での輸出補助金のウェイトは低下し、市場アクセス、国内保護削減のウェイトが増大すると予想される。

(2)また最近の穀物価格の急落は、アメリカ中間選挙という政治的背景とも重なって、総額 60 億ドル（内訳は、輸出市場の損失補償として 28 億ドル、災害地域への補償として 24 億ドル他）にのぼる緊急農業救済パッケージの支援に結びついた。このことは、96 年農業法の枠を堅持しつつも、「緊急」という名目で、財政黒字を用いて、実質的に農民への直接支払いを拡大する要素が入ったことを意味する。将来、現在のような価格低迷が続けば、

同様の方策が採られるかもしれない。こうした価格低下は、ロシアやブラジル等に対する緊急食糧援助にアメリカが極めて積極的になっている背景ともなっている。

(3)次期 WTO 農業交渉に対するアメリカから想定される論点については、下記のような諸点が挙げられる。

①交渉期間中においても、切れ目ない保護削減を継続 (No Pause Proposal) すること。

②輸出補助金の撤廃。

③ウルグアイラウンド (UR) 合意における柔軟措置の見直し（例えば、関税削減における現行の単純平均方式の見直し、高関税品目に対するより大きい削減率の適用、「ブルー」の廃止、「グリーン」の定義の厳密化、トータルベースでの国内保護削減方式の見直し、ミニマムアクセスの増大等）。

④国家貿易企業（特に輸出貿易企業）の透明性の確保。

(4)次期交渉に向けての態勢は、「ファースト・トラック」が未成立であることからまだ整ったとはいえないものの（早くても、99 年 2—3 月の成立見込み）、次期交渉でのアメリカの立場は、96 年農業法成立によりブルー政策がグリーンに変更されたことなどを背景として、かなり強化されたといえる。また交渉分野についても、既に UR で決定された各分野（輸出補助金、市場アクセス、国内保護削減）を引き続き進めていくという点で、アメリカが交渉に臨む姿勢はかなり明確であると考えられる。

(文責：立川雅司)